

# 災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令の概要

## 1. 制定の趣旨

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）の一部の施行及び同施行に伴う災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「施行令」という。）の改正に伴い、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「施行規則」という。）について所要の改正を行うものである。

## 2. 概要

### （1）地区居住者等による提案【施行規則第1条関係】

- ・ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の2第2項の規定により共同して計画提案を行おうとするものは、その全員の氏名及び住所等を記載した提案書に地区防災計画の素案及び計画提案を行うことができる者であることを証する書類を添えて、これらを市町村防災会議に提出しなければならないものとする。

### （2）指定緊急避難場所の管理方法の基準【施行規則第1条の3関係】

- ・ 指定緊急避難場所の居住者等の受入用部分等及び当該受入用部分までの避難経路について、物品の設置又は地震による落下等の事由により避難上の支障を生じさせないことなど、指定緊急避難場所の管理方法の基準について定めるものとする。

### （3）安全な構造に関する基準【施行規則第1条の4及び第1条の5関係】

- ・ 安全な構造に関する技術的基準として、当該異常な現象により生ずる水圧等の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒等を生じない構造のものであることなどを定めるものとする。

### （4）異常な現象の種類【施行規則第1条の6関係】

- ・ 災対法令第20条の4第7号の内閣府令で定める異常な現象の種類として、噴火による火山現象（火砕流や溶岩流、噴石等）や内水氾濫について定めるものとする。

### （5）指定緊急避難場所の変更の届出手続【施行規則第1条の8関係】

- ・ 重要な変更の内容を記載した届出書を提出して行うことなど、法第49条の5（法第49条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出について必要な手続を定めるものとする。

### （6）災害情報等を居住者等に周知させるための必要な措置【施行規則第1条の9関係】

- ・ 洪水や崖崩れ、土石流、高潮、津波、地滑り等が発生した場合において人の生命や身体に危険が及ぶおそれがある土地の区域を表示した図面に災害情報の伝達方法や指定緊急避難場所、避難経路等の事項を記載したものを印刷物の配布等の適切な方法により各世帯に提供することなど、法第49条の9の居住者等に周知させるための必要な措置について定めるものとする。

### （7）主として要配慮者を滞在させることが想定される場合の指定避難所の基準【施行規則第1条の9関係】

- ・ 主として高齢者や障害者等の要配慮者を滞在させることが想定される場合の指定避難所の基準について、災対法令第20条の6第6号において定めている基準に加

えて、主として高齢者や障害者等の要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているものであることについて定めるものとする。

**(8) 安否情報の照会等に係る手続【施行規則第8条の3関係】**

- ・ 法第86条の15第1項の規定による安否情報の照会は、都道府県知事又は市町村長に対し、照会者や照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別、照会理由等を明らかにして行うものとする。
- ・ 法第86条の15第1項の規定による安否情報の照会を受けた都道府県知事又は市町村長は、当該照会者に対して運転免許証などの当該照会者が本人であることを確認するに足りるものの提示を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- ・ 法第86条の15第1項の規定による安否情報の照会を受けた都道府県知事又は市町村長は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。
- ・ 上記にかかわらず、都道府県知事又は市町村長は、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる情報を提供することができるものとする。

**(9) 被災者台帳の記載事項【施行規則第8条の4関係】**

- ・ 法第90条の3第2項第8号の内閣府令で定める事項は、電話番号その他の連絡先、罹災証明書の交付の状況、被災者本人が台帳情報の外部提供に同意している場合の提供先等のほか、市町村長が必要と認める事項とするものとする。

**(10) 被災者台帳の提供の手続について【施行規則第8条の5関係】**

- ・ 台帳情報を当該市町村以外の者に提供する際の事務手続として、台帳情報の提供を受けようとする者は台帳情報の使用目的など必要事項を記載した申請書を提出しなければならないことなどを定めるものとする。

**(11) その他**

- ・ その他所要の改正を行うものとする。

**3. その他**

この内閣府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（平成25年10月1日予定）から施行する（ただし、2.（1）～（8）の規定については、同条第2号に掲げる規定の施行の日（平成26年4月1日予定）から施行するものとする。）ものとする。